

**「デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び
集積に向けたロードマップ作成業務」
公募型企画競争提案説明書**

1 業務の名称

デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務

2 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、契約候補者との協議の中で変更する場合がある。

3 委託業務実施の条件

(1) 参加資格

応募者は、次の条件をすべて満たすものとする。

ア 日本国内に事業所を有する法人であること。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者で、その事由の発生の日から申出日までににおいて3年を経過しない者でないこと。

エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

オ 企画書等提出時点の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。

カ 市区町村民税及び消費税・地方消費税を滞納していないこと。

キ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

ク 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）に基づき札幌市が発注する建設工事その他の事務又は事業の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないように、暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることを承知していること。

ケ 次に掲げる者のいずれにも該当せず、また、今後もこれらの者に該当することのないこと。

（ア） 役員等（申出者が個人である場合にはその者を、申出者が法人で

ある場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申出者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者。

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

コ 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

サ 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

シ データセンターをはじめとするデジタルインフラにかかる知見を一定以上持ち、類似の事業を行った実績があること。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

(3) 事業規模（契約限度額）

7,000,000円（消費税相当額を含む）

4 企画提案を求める事項

業務仕様書を確認の上、以下の項目を盛り込み提案すること。

- (1) 過去の類似業務実績
- (2) 業務スケジュール・業務執行体制等
- (3) 企画提案内容
- (4) 本業務実施の有効性を測る指標・目標値

5 契約候補者の選定方法

(1) 審査

企画提案は、「デジタルインフラ集積による経済波及効果調査及び集積に向けたロードマップ作成業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、提案された企画のプレゼンテーション審査を実施し、1社を選定

する。

なお、企画提案数が多数の場合は、委員による書類選考を行う場合がある。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションは1社約25分間（提案説明約15分、質疑応答約10分）を想定し、順次個別に行う。

(3) 審査基準

下表のとおり。

【審査基準】

審査項目と配点	審査の視点
1 業務執行能力【20点】	
①業務執行体制・計画性 (5点)	・業務は計画的であり、円滑に進められる必要かつ十分な人員を確保しているか。
②類似業務実績 (10点)	・委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。
③業務実施の有効性を測る指標・目標値の設定 (5点)	・「札幌圏デジタルインフラ構想」の有効性、効果を計測することができ、かつ次年度以降の事業展開について検証できるような指標、目標値が設定されているか。
2 企画提案内容（デジタルインフラ集積による経済波及効果）【30点】	
①データの収集能力・正確性 (20点)	・経済波及効果の算定にあたり、根拠ある数値を示すためのデータベースがあるかどうか。
②本市の現状理解 (10点)	・本市の特長や最近の動向を踏まえた上での算定が可能かどうか。
3 企画提案内容（ロードマップ作成）【40点】	
①資料内容 (20点)	・業務の目的を理解し、以下の視点が提案に盛り込まれているか。 ①D I 集積に向け、本市が果たすべき役割が明確に示されていること。 ②本市の実施すべき施策が示されていること。 ③道外をはじめとするD I 関連企業の誘致に繋げられる効果的な内容になっていること。
②本市の役割の把握 (10点)	・中心部の再開発により、大量のオフィス供給が見込まれる現状を鑑みた提案となっているかどうか。 ・近隣自治体との連携について言及しているかどうか。
③実現可能性 (10点)	・D I 集積に向けて本市の果たすべき役割や手段について、一定の実現可能性があるものかどうか。
4 その他【10点】	
①先進性、独自性、特筆性 (10点)	・業務内容全体に先進性、独自性、その他特筆すべき点があるか。

(4) 評価方法・最低基準点

実施委員会の各委員による採点を合計する総合点数評価とする。また、最低基準点を満点の6割以上とし、最低基準点に満たない場合は、契約候補者とししない。

(5) 採点が同点の場合の取扱

同点の事業者が2社以上あった場合には、実施委員会で協議のうえ選定する。

(6) 提案者が1社であった場合

最低基準点（満点の6割）以上の場合に限り契約候補者として選定する。

(7) 選定結果の通知

審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。

(8) 契約の相手方について

契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。なお、選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とししない場合がある。

また、提案の内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託費の額は、選定後に札幌市との交渉を通じて決定する。

6 企画提案に係る手続き・スケジュール

(1) 手続き関係様式

様式を定めるものは以下のとおり。

①	質問書	様式1
②	参加意向申出書	様式2
③	企画提案提出書	様式3
④	企画提案者概要	様式4

(2) スケジュール

①	質問の受付／8月8日（月）16：00 締切
	<ul style="list-style-type: none">・様式1に、要旨を簡潔にまとめて提出すること。・提出方法は、電子メールとする（送信先は後記10に記載）。・電子メールのタイトルは「デジタルインフラ調査業務質問書（事業者名）」とする。・質問の回答は、電子メールにより随時行うとともに、公開する必要があると認める場合は、ホームページで公開する（質問を行った事業者名等は公開しない）。
②	参加意向申出書及び企画提案の受付／8月18日（木） 締切
	<ul style="list-style-type: none">・後記7(1)記載の以下を全て提出すること。<ul style="list-style-type: none">「参加意向申出書（様式2）」「企画提案提出書（様式3）」「企画提案者概要（様式4）」「企画提案書（様式任意）」「積算書（様式任意）」・提出方法は、書留郵便やレターパック等受領確認ができる方法で送付（締切日必着）又は持参（土・日・祝日を除く9：00～16：00）とする（送付先は後記10に記載）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・「企画提案者概要（様式4）」、「企画提案書」及び「積算書」については、同内容の電子ファイル（PDFファイル形式）を提出すること（提出方法は電子メールとし、送信先は後記10のとおり）。ただし、送付ファイルの容量が4MB以上の場合は、提出先のメールサーバーで受信できないため、分割での送付やファイル共有サービスを利用すること。 ・参加資格審査結果は個別に通知する。 ・提出書類に不備・不足がある場合は受け付けない。
③	書面審査の実施 ／8月19日（金）～
	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案者が4者以上となった場合、上記の審査基準により、企画提案書の書面審査を行い、プレゼンテーション審査を行う上位3者までの企画提案を選定し、令和4年8月23日（火）までに企画提案提出者に通知するものとする。
④	プレゼンテーション審査の実施 ／8月29日（月）～9月2日（金）を予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・開始時間は別途連絡する。 ・場所は札幌市役所本庁舎内の会議室（中央区北1条西2丁目）とする。 ・出席者は2人以内とする。 ・プレゼンテーションは1事業者につき25分間（提案説明15分、質疑10分）とし、順次個別に行う。 ・事前に提出された企画提案書に基づいて、企画提案をすること。当日のプロジェクターの使用、および追加資料の配布は認めない。 ・プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は無効とする。 ・新型コロナウイルスの感染拡大状況等により、オンラインでの実施となる可能性がある。
⑤	審査結果通知 ／プレゼンテーション審査実施後
	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果は、速やかに提案者全員に対し、文書により通知する。 ・審査の過程については公表しない。
⑥	契約手続き ／9月上旬
	<ul style="list-style-type: none"> ・本件業務の委託契約は、上記審査により選定された事業者の企画提案を基に、当該事業者と本市における協議・調整を経て確定した仕様書に基づき、当該事業者から別途積算書の提出を受けた後に締結する。詳細は、選定事業者に対し別途通知する。

7 提出書類及び留意事項

(1) 提出書類

【全ての事業者が提出する書類】

※企画提案書及び積算書については、電子データ（PDF形式）も提出すること。

提出書類	部数	提出期限
参加意向申出書（様式2） ※札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者は、下表の書類を添付すること。	1部	8月18日（木）
企画提案提出書（様式3）	1部	
企画提案者概要（様式4）	8部	
企画提案書（様式任意）	8部	
積算書（様式任意）	8部	

【札幌市競争入札参加資格者名簿に登録がない事業者が提出する書類】

提出書類	備考
登記事項証明書	・登記は現在事項証明または全部事項証明。 ・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から3カ月前以内に発行されたものであること。
財務諸表（直前2期分）	・貸借対照表、損益計算書
納税証明書（市区町村民税）	・本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの。 ・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から3カ月前以内に発行されたものであること。
納税証明書（消費税・地方消費税）	・未納がない旨の証明書 ・写しでも可とするが、参加意向書の提出日から3カ月前以内に発行されたものであること。

(2) 企画提案書の作成に係る留意事項

- ア 企画提案書は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載することし、A4判（縦・横不問）、両面印刷で最大7ページ程度（表紙及び目次を除く。）とすること。
- イ 提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、特別な製本は行わないこと。
- ウ 積算書は具体的な積算内訳がわかるように記載すること。なお、本積算額は企画書が選定された提案者との契約額を確定するものではない。

8 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

9 その他

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類の撤回・再提出及び修正は認めない（軽微な修正は除く）。
また、提出された企画書は返却しない。
- (3) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

- (4) 札幌市が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提案者は、本件企画競争に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製の作成など）。
- (6) 本件企画競争の参加者は、札幌市から提供する情報を本件企画競争の提案に係るもの以外の用途に使用してはならない。
- (7) 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

10 問い合わせ・書類送付先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所 15階

札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課 担当：岸

TEL：011-211-2362 FAX：011-218-5130

Eメール：business@city.sapporo.jp